

箕輪町建設工事等入札参加の資格及び業者の選定に関する規程（抄）

平成12年12月 1日告示第360号

（趣旨）

第1条 この規定は、建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「コンサルタント業務」という。）の入札に際し、建設工事の公共性及び特殊性に鑑み、業者の信用、技術、施行能力等を重視して、公正自由な競争を図る必要があるため、建設工事の入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

（資格審査基準）

第2条 町長は、建設工事の競争入札に参加を希望する業者（以下「建設業者」という。）について、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、主観的要素を勘案してこれを発注の基準とする工事金額と対応させて入札参加者を決定し、又は指名する。

2 町長は、コンサルタント業務の競争入札に参加を希望する業者（第4条第2項において「コンサルタント業者」という。）について、経営規模等を審査してコンサルタント業務の適格者を決定し、又は指名する。

（競争入札に参加することができない者）

第3条 次の各号の一に該当する事実があった者は、その事実があった後2年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（資格審査の申請）

第4条 建設業者は、建設工事入札参加資格審査申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建設業許可証明書の写し
- (2) 経営事項審査結果通知書（建設業法（昭和22年法律第100号。以下「法」という。）第27条の27第1項の規定によるもの）の写し
- (3) 委任状（法第3条の規定による許可を受けた主たる営業所以外の営業所において競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- (4) 営業所一覧表
- (5) 直前2年間の各営業年度における工事経歴書
- (6) 消費税の納税証明書の写し
- (7) 町税の納税証明書の写し（箕輪町に納税義務がある者に限る。）
- (8) その他町長が必要と認める書類

- 2 コンサルタント業者は、コンサルタント業務入札参加資格審査申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 登録証明書の写し（測量業者、建築士事務所、建設コンサルタント（建設コンサルタント規程（昭和52年建設省告示第727号）の規定による登録を受けている建設コンサルタントをいう。）、地質調査業者（地質業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による登録を受けている地質業者をいう。）及び補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定による登録を受けている補償コンサルタントをいう。）に限る。）
 - (2) 委任状（法第4条の規定による許可を受けた主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
 - (3) 営業所一覧表
 - (4) 業務経歴書
 - (5) 技術者経歴書
 - (6) 測量等実績調書
 - (7) 消費税の納税証明書の写し
 - (8) 町税の納税証明書の写し（箕輪町に納税義務がある者に限る。）
 - (9) その他町長が必要と認める書類
- 3 前2項に掲げる書類のうち、それぞれの発行官公署等において定めた様式があるものは、当該様式によるものとする。
- 4 法の適用を受けない建設業者にあつては、第1項の規定にかかわらず同項第1号に掲げる書類の添付を要しない。また、同項第2号の書類は、同号に準ずる書類とする。
- 5 建設工事入札参加資格審査申請書又はコンサルタント業務入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）の提出期間は、資格審査を受けようとする年度開始年の2月1日から2月末日までの間とする。
- 6 前項の期間経過後に資格審査申請書を提出しようとする者は、翌年の2月1日から2月末日までの間に提出することができる。ただし、町長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（入札参加資格の審査）

- 第5条 入札参加資格の審査は、町長が2年に1回定期的に行うものとする。ただし、前条第6項の規定により資格審査申請書が追加提出された場合は、定期に行う審査（以下「定期審査」という。）以外においても審査を行うことがある。
- 2 前項の審査は、資格審査申請書及びその添付書類を基礎として行うものとする。
 - 3 建設工事の入札参加資格の審査の項目及び基準は、法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成6年建設省告示第1461号）の定めるところによる。

（入札参加資格を付与しない者）

- 第6条 次の各号の一に該当する者には、建設工事の入札参加資格を付与しないものとする。
- (1) 入札参加資格の審査の申請をする日（以下「申請の日」という。）の属する年度の10月1日（以下「審査基準日」という。）現在において、法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者（第4条第4項に規定する者を除く。）
 - (2) 申請の日の属する年度において、法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を申請していない者
 - (3) 入札参加を希望する建設工事の種類について、審査基準日の直前2年の各営業年度に完成工事高がない者
 - (4) 審査基準日の直前事業年度のない者

- 2 次の各号の一に該当する者には、建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を付与しないものとする。
 - (1) 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の種類が測量又は建築関係建設コンサルタントである者で、審査基準日現在において測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録又は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていない者
 - (2) 建設コンサルタント等の業務の営業年数が、審査基準日の前日まで引き続き1年以上経過していない者
 - (3) 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の種類について、審査基準日の直前1年間の営業年度に実績がない者
- 3 町長は、前2項の規定により入札参加資格を付与しないと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（等級格付等）

- 第7条 町長は、入札参加資格があると認めた者（以下「有資格者」という。）について、建設工事にあつては第5条の規定による審査の結果の総合数値により等級格付けを行い建設工事入札参加資格者名簿に、建設コンサルタントの業務にあつては第4条第2項に規定する書類の審査の結果を建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登載する。
- 2 前項の規定にかかわらず、建設業者が長野県において等級格付されているときは、当該格付をもって同項に規定する格付を受けたものとみなす。この場合において、建設業者は、当該等級格付を証する書類を町長に提出しなければならない。
 - 3 入札参加資格の有効期間は、資格審査申請のあった年の6月1日から次期の定期審査の年の5月31日までとする。

（入札参加資格の承継）

- 第8条 有資格者の営業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合、若しくは包括的継承が行われた場合又は建設業若しくは建設コンサルタントの業務を譲り受けた場合は、町長の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。
- 2 前項の場合において、町長は、承継しようとする者の経営規模、状況等から承継しようとする者に有資格者の等級格付をそのまま認めることが不相当であると認めるときは、入札参加資格の承継の承認の際、等級格付を変更することができる。
 - 3 第1項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく入札参加資格承継承認書に、営業の一切を承継したことを証する書類及び次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 建設工事 第4条第1項第3号及び第8号に規定する書類
 - (2) コンサルタント業務 第4条第2項第1号、第2号及び第9号に規定する書類
 - 4 前条第3項の規定は、第1項及び第2項の承認について準用する。

（変更届）

- 第9条 有資格者は、次の各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく入札参加資格審査申請書記載事項変更届に、変更事項を証する書面を添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 本店、支店又は営業所の所在地
 - (2) 商号又は名称
 - (3) 代表者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人

附 則

この規程は、告示の日から施行し、平成13年度分の入札参加資格審査申請から適用する。